

# 田原会計 NEWS

2023年9月5日(火)

〒400-0032 山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

## 永年勤続表彰金の 社保・労保・課税上の取扱い

### 今年の6月に事務取扱いが追加された事項

今年の6月27日に出された「標準報酬月額  
の定時決定及び随時改定の事務取扱いに  
関する事例集」に永年勤続表彰金について  
以下の問答が追加されました。

問「事業主が長期勤続者に対して支給する  
金銭、金券または記念品は報酬等に含ま  
れるか」

答「永年勤続表彰金については、企業によ  
り様々な形で支給されるためその取扱いに  
ついては名称などで判断するのではなく、  
その内容に基づき判断を行う必要があるが、  
少なくとも以下の要件をすべて満たすよう  
な支給形態であれば、恩恵的に支給され  
るものとして原則として報酬等に該当し  
ない。ただし、当該要件を一つでも満た  
さないことをもって直ちに報酬等と判断  
するのではなく、事業所に対して当該永  
年表彰金の性質について十分認識したう  
えで総合的に判断する。

### 「永年勤続表彰金における判断要件」

①表彰の目的が企業の福利厚生施策また  
は長期勤続の奨励策として実施するもの。  
なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が  
付与されるような場合はより福利厚生  
の側面が強いと判断される。

②表彰の基準は勤続年数のみを要件とし  
て一律に支給されるもの

③支給形態は社会通念上いわゆるお祝い  
金の範囲を超えていないものであって  
表彰の間隔がおおむね5年以上のもの。

労働保険上の取扱いは行政手引 50502  
によると「勤続年数に応じて支給され  
る勤続褒賞金は、一般的には賃金とは  
認められない」とされています。

### 課税上の取扱いは

国税庁のタックスアンサー2591によ  
ると創業記念で支給する記念品や永  
年にわたって勤務している人の表彰  
にあたって支給する記念品などは、  
一定の要件を満たしていれば給与  
として課税しなくともよいとなっ  
ています。ただし、記念品の支給  
や旅行や観劇への招待費用の負担  
に代えて現金、商品券などを支給  
する場合にはその全額（商品券  
の場合は額面額）が給与として  
課税されます。

